# 第4回教育委員会

開会日時 令和5年 2月 10日(水) 午前 10時00分

閉会日時 午前 11時07分

開会場所 教育支援センター

# 出 席 者

教 育 長 中 川修一 委 員 野 佐紀子 高 委 員 青 木 義 男 豊 委 員 沼 長 委 員 野 田 義 博

# 出席事務局職員

事務局次長 隆 水 野 博 史 地域教育力担当部長 湯 本 教育総務課長 諸 橋 達昭 学 務 課 長 金 子 和 也 指導室長 氣 田 眞由美 新しい学校づくり課長 渡 辺 五. 樹 学校配置調整担当課長 早 川 宏 施設整備担当副参事 伊 東 龍一郎 和 生涯学習課長 太 田 弘 晃 地域教育力推進課長 野 雅 彦 教育支援センター所長 阿部 雄 司 中央図書館長 松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

# 午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立 しております。

それでは、ただいまから令和5年第4回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により 許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第二 議案第2号「令和5年度区立学校管理職配置に係る内申について」は人事情報のため、臨時代理(1)「意見の聴取について」は第1回区議会定例会にて審議を予定している案件のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

# (異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

#### ○議事

日程第一 議案1号 東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則の一部を改正 する規則について

(指道室)

- 教 育 長 それでは、議事に入ります。 日程第一 議案第1号「東京都板橋区立学校教 科用図書採択事務規則の一部を改正する規則について」、次長と指導室長から説 明願います。
- 次 長 よろしくお願いいたします。

議案第1号、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則の一部を改正する規 則についてご説明させていただきます。

議案を提出いたします提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正ですが、教科用図書調査委員会委員に、区立幼稚園の園長、副園長、 教諭を加えて任命できるようにして、より広い意見を聴けるようにするための改 正となっております。

詳細につきましては、指導室長からご説明いたします。

指導室長 よろしくお願いいたします。資料は「指-1」になります。

改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項につきまして、教科書採択における教科用図書を専門的に調査研究する教科用図書調査委員会におきまして、これまで区立小中学校の教科等の専門性の高い教員を調査委員会として任命しております。

今回、幼稚園と小学校のつながりを教科用図書の調査研究においてもより充実 させることを目的といたしまして、幼稚園の園長、副園長、教諭を調査委員とし て任命することができるようにいたしました。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 これは主に、生活科を意識したということでよろしいですか。

指導室長 はい。そうです。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第1号については、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

2. 板橋区いじめ問題専門委員会への諮問について(臨時代理)

(指-3・指導室)

- 教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理2「板橋区いじめ問題専門委 員会への諮問について」、指導室長から報告願います。
- 指導室長 よろしくお願いいたします。板橋区いじめ問題専門委員会への諮問について。 本件につきましては、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条 第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理処理したことを報告するもので ございます。

専決処分の件名は、「板橋区いじめ問題専門委員会への諮問について」でございます。

専決処分の内容は別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 令和5年度組織改正・予算・職員定数

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告(1)「令和5年度組織改正・予算・ 職員定数」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 よろしくお願いいたします。資料は「総-2」をご覧ください。

令和5年1月30日にプレス発表が行われまして、そこで発表された内容を基に、組織改正とか、職員定数につきまして、ご報告と説明をさせていただきます。 資料2ページ目の中ぐらいから、2、改正点ということで、組織改正の中身の 解説が記載されております。

(1)の政策経営部からずっと、新しくできたり改編されたりした組織等の詳細が載っておりますが、教育委員会で関係の深いものに絞ってお話をさせていただきます。

その先、ページを進んでいただきまして、PC上は3ページでありまして、画面の表記上は2ページになりますが、こちらの(5)のところに子ども家庭部というところがございます。真ん中ら辺です。

こちらで、①のところ、子ども政策課にヤングケアラー対策担当係長を新設というふうにございます。

ヤングケアラーに対する支援は組織横断的な対応が重要でありまして、区における現状把握や体制づくりなどの全体調整を行っていく必要があるために、この担当係長が子ども家庭部子ども政策課に設置されます。

ただ、同時に、当然、教育委員会も様々なことで連携してやっていかなければなりませんので、こども家庭部、福祉部、教育委員会事務局、健康生きがい部、この4部で連携を強めながらヤングケアラー対応をしていく。そのリーダーというか、基点になるところがこの担当係長ということで、こども家庭部だけではなくて、教育委員会も含めて、このヤングケアラー対応をしていくという形での新設になります。

次に、またページを送っていただきまして、PC上の表記 4 / 2 1、画面上のページは 3 のところに、(7)教育委員会事務局というのがございます。

こちらの①のところで、教育総務課に部活動改革担当係長を新設。

部活動改革については、国から地域移行に向けた具体的な取り組みや計画の策定が求められていることから、区として部活動改革に向けた各種検討や対応を行

う組織として、この担当係長を新設いたします。

現在は専門組織がございませんので、教育委員会事務局が横断的に、各課・室から総勢30名を超える人間でこの準備に当たってまいりました。

4月からは、専属の組織をこの部活動改革担当係長、教育総務課におきまして ここが基点となって、政策の作成や、同時並行で行います実証実験のモデルクラ ブの運営であったりとか、さらに、その先の対応であったり、各関係方々との協 議等、そういったものを行っていきます。

区全体での組織の数としましては、またページを送っていただきまして、5/21からは、申し上げたお話が図で描かれているところが、2ページございます。2ページ送っていただいて、画面で、PCでは7/21ページ、画面表示で6ページとされているところに組織増減の表がございます。

これが、今、区全体での組織の数を表しておりますが、この表の一番下の集計のところを見ていただいて、組織としては、まず、部というものがございます。 部の方は、組織図で見ますと17から17で変わりません。

担当部長等のところも、4から4で変わりません。

3つ目の課なのですが、課の数は、現在、76あるのですが、こちらが77に増えます。

同等組織で担当課長等とございますが、こちらの方が7から6に減る状態でございます。

さらには、係の方が、385から386に増えます。

同じく、同等組織の担当係長というのが25から28に増えるという状況で、 組織の数としては、そのような動きになってございます。

まず、組織の話は以上でございます。

続きまして、予算の話に移らせていただきます。

さらに、その先、ページを2つほど送っていただきますと、PC上、9/21です。画面の表記では、また1ページ目とされています令和5年度予算の概要というところから、資料2のところでお話をさせていただきます。

(1)編成方針は、こちらに記載のとおりでして、(2)の財政見通しのところを簡単にご説明いたします。

状況なのですが、2つ目の段落の話でございます。

景気回復基調を踏まえまして、令和2年度から取り組んできた緊急財政対策は、 今回は実施しないということです。

現下の社会経済情勢に応じた対策を含めて予算編成というものを行ってきたのですが、想定を大幅に超える特別区交付金や特別区民税の増収などによりまして、 5年ぶりの収支均衡予算となったという状況です。

収支均衡予算というのは、いわゆる、区で言うところの預金であるところの財 政調整基金からお金を繰り入れなくても予算が組めたという、そういう状況でご ざいました。

もう1段、次の段落に行っていただきまして、まず、歳入の課題がこちらに記載されております。

国の地方法人課税の見直しによりまして、区の貴重な財源が奪われているという状況があります。

そういう中で、特にふるさと納税の5年度影響額が30億円を超える状況にありますので、これは、なかなか見過ごすことはできない状況になっております。

さらには、政令指定による区立児童相談所の設置、これに伴います関連事務費の扱いというものに対して、都区財政調整の課題になっているところがございます。その辺りについても、歳入としては課題というところがございます。

その下の段落で、今度は歳出の課題というところでございます。

今後も、コロナ感染症、物価高騰はあるのですが、小・中学校を含めた公共施設の再構築の取り組み、こういったものに多額の経費負担が伴う事業が継続しているという状況がありますので、健全な財政基盤を確立して区の将来を支える財政運営を推進する必要は、引き続き、残っておるという状況でございます。

ページを送っていただきまして、次のページの上のところに事業の推進のことが記載されておりますが、一番上のところからです。

重点戦略の3つの柱であるSDGs戦略、デジタルトランスフォーメーション 戦略、ブランド戦略のさらなる展開を進めていくということです。

まず、重点戦略の柱のIです。SDGs戦略のところでは、関連するものとしては、「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」の実現をめざすというところになります。

重点戦略の柱Ⅱのデジタルトランスフォーメーション戦略のところでは、児童・生徒一人1台端末の配備、こういった整備をして、これまで充実を図ってきたICT環境、それを生かして、サービスや利便性・生活の質の向上を区民が実感できるような工夫に取り組んでいくということでございます。

重点戦略の柱Ⅲ、ブランド戦略では、「絵本のまち板橋」の推進に当たり、中央図書館や美術館を中心に、様々な事業の横断的な連携をさらに展開させるということでございます。

同じページの真ん中辺りに、2の財政規模がございます。こちらを確認してお きます。

今回、一般会計は、前年度と比較して、3.2%増の2,371億5,000 万円ということでございます。

3行目辺りで、歳出は、前年度比で74億6,000万円の増額。

4行目辺り、特別区税が25億7,700万円、特別区交付金が50億円の増 という状況でございます。

次のページに行っていただきまして、令和5年度予算概要ということです。 全体像を数字で少しだけ確認してまいります。

これは一般会計の歳入の部分ですが、関係するようなところでは、真ん中辺りに繰入金がございますが、義務教育施設整備基金のところを繰り入れます。 2億9,100万円ほどになっております。

あとは、その少し下のところ、特別区債がありまして、学校改修事業起債とい うもの。こちらが3億8,700万円。両方とも、毎年、一定割合で繰り入れを 記載しているものですが、今回もこのような形で歳入に記載されています。

また、1つページを送っていただきますと、今度は歳出の状況がございます。 一番左に区分がありまして、以上の項目がありますが、下の方に土木費の次ぐ らいに教育費がございます。

教育費の方は、令和5年度は297億6,000万円ということで、前年度との増減、今年度の増減額を確認しますと、29億1,400万円の増という状況で、10.9%ほどの増減率になっております。

主な増のところを内訳で見てまいりますと、右の方に項目があるのですが、例 えば、左上の学校施設改修経費11億600万円という状況がございます。

こちらは、主なところで見ていきますと、小学校のところが、志六小長寿命化 改修工事が皆増ということで、10億8,700。

同じく、志六小は仮設校舎賃貸借等、工事監理委託等で、志六小絡みで、この 辺は増えている要因がございますし、また、赤塚小の基本設計委託の増で1,8 00万円、そういったところがございます。

同じ学校施設改修経費を中学校で見てまいりますと、旧上二中の復旧工事が皆増で2億6,900万円ほど。上三中の建築電気設備維持改修工事等も皆増します。

その下の箱に学校運営経費というのがございます。こちらも6億8,600万円増になっておりますが、こちらも小学校で申し上げますと、国産木材を使用した児童用机椅子購入費の増であったり、無線アクセスポイント機器更改作業委託の増であったり、そういうのがございます。

中学校の方で見ていきますと、同じく国産木材の机椅子の購入、そういった公 共施設の電子黒板及び無線アクセスポイントの追加設置設定作業委託等がござい ます。

その下のあいキッズ事業経費を見ていきますと、2億9,400万円の増ということで、きらきらタイムの登録人数の見込み増に伴う委託料の増であったり、 入退室システム、こちらの経費の増、医療的ケア児対応経費などもございます。

また、その下の私立幼稚園事業経費、こちらも1億7,200万円の増がありますが、こちらは認定こども園施設整備補助金の増であったり、施設型給付金補助金の増、こういったものがございます。

同じく幼稚園絡みでいきますと、教育費の一番上に事務諸経費というのがございます。

こちらも幼稚園関係のお金で1億4,200万円増となっておりますが、私立 幼稚園の物価高騰対策事業費の支援であったり、私立幼稚園等の送迎バス等の安 全対策の支援事業、こちらの方で増となっております。

その他、その下、会計年度任用職員経費では、副校長補佐の拡充であったり、 SSWの増であったり、これらに伴い、増になっております。

予算の中身を解説させていただくと、そういうような状況になります。

また、ページを少し送っていただきますと、PC上は14/21ページ、画面表示では、また1ページの表記です。

令和5年度の職員定数という「資料3」がございます。

こちらで、定数のお話を説明いたします。

1ページ送っていただきまして、パソコン上で15/21ページ、表記は2ページですが、こちらの(3) その他のところで、学校調理の委託化というところがございます。

こちらによりまして、教育委員会関係、4名減ということでございます。

その他は、こちらの前後に記載されている、区全体でいいますと、様々な増減がある中で、総職員定数としましては、新年度、3,600名ということで、前年比13増ということになります。

要求ベースでは、96のところが50増、減要求34のところ37減というところでの、差し引き13ということでございます。

もう1ページ送っていただきまして、教育委員会の増の部分になります。

PCでは16/21ページ、こちらに板橋区職員定数の資料があります。

こちらの表の下に教育委員会事務局がございます。

13人の増員要求に対して、結果として6名の増ということでございます。 減要求はありませんでした。

この6名の内訳なのですが、これも、ページをまた送っていただきまして、3つ目です。

PC上は、19/21ページですね。表記では6ページになります。

こちらの真ん中より下のところに、教育委員会事務局という欄がございます。

まず、新規事業で、先ほどの部活動の地域移行に関する検討等の結果として、 担当係長が、1名増となっています。

真ん中の箱で、既定事業関係で、いじめの未然防止、不登校対策への取り組みということで、指導室に1名となっております。

また、教科用図書の採択ということで、これも指導室に1名増ということです。 また、再任用短時間の見直しの関係で、地域教育力推進課に2名ついております。

また、特別支援学級入級判定事務業務の増ということで、支援センターに1名 ついておるということで、教育委員会6名増ということになっております。

内訳は以上でございます。こちらは職員定数の話でございます。

最後に、また定数発表の資料を中身だけ確認しますので、これは閉めていただきまして、資料「総-2」の2というのが、また新しくPDFファイルがありまして、こちらを開いていただきまして、こちらは先日、1月30日にプレス発表いたしました資料でございます。

こちらから教育関係の事業を簡単に拾わせていただきます。

PC上は24/46ページをお開きください。

こちらに、重点戦略 I の S D G 戦略の中で、医療的ケア児の健やかな成長に向けた受入体制構築ということで入れさせていただいております。

医療的ケア児の安心した学校生活を実現ということで、学校、また、あいキッズも含めまして、医療的ケア児の受け入れの体制を構築したいなということにし

てございます。

この4月以降、こういったお子さん、さらには、現在、既にいて保護者の方等に対応いただいているような方もいるかと思います。そういった方も含めまして、医療的ケア児の受入体制を構築して、学校でも、また、あいキッズでも、希望があれば配慮していくという体制を構築してございます。

こちらは、学務課を中心に、指導室、また、地域教育力推進課、教育支援センター、これと連携しまして対応していくという方向でございます。

もう1つが、次のページ。PC表記で26/46で、もう1つございます。

こちらは「安心できる居場所をめざして!」ということで、学校における支援 体制強化ということで、大きく、これは、一度、前回の教育委員会でもお話しま した同じものになります。

(1)学校における居場所推進事業の拡充、(2)スクールカウンセラー(SC)の増員、(3)スクールソーシャルワーカー(SSW)の増員及び学校配置、(4)学校の支援体制の強化ということで、こちらの中身につきましても発表させていただいております。

最後に、関連するところで、またページを送っていただきまして、PC表記で40/46、こちらに重点戦略Ⅲのブランド戦略というところで、「「絵本のまち板橋」プロジェクト拡大中!」ということで、絵本のまち板橋を目指して、オール板橋の一大プロジェクトということで、絵本のまち板橋プロジェクトの発表させていただいております。

こちらのメイン担当としては政策経営部ブランド戦略担当課になっておりますが、当然、中央図書館等も含めて、ブランドの中身を構築しておりますので、最後にご紹介させていただきました。

長くなりましたが、以上でございます。

- 教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたらご発言ください。 どうぞ、高野委員。
- 高 野 委 員 先日、身近な教育委員会にて中学校の部活動の地域移行の話があって、第一歩 が、皆さんに板橋区の方向性みたいなものが示されました。

それを受けて、色々な方が大変興味を持って、好意的にそれを進めていこうというような話を伺っておりますので、この新しい取組ができて、そういったところを、色々な方を巻き込んで、ぜひ進めていっていただきたいと思いました。

それと、もう1点。あいキッズの入退室システムの開始というところで、以前、 大規模な学校で入退室の際の手続が大変だというお話を伺ったのですが、他の学 校でも、システム自体で問題を感じているような声も聞いていましたので、今回、 これが取り上げられているということは大変よかったなというふうに思っていま す

以上です。

教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。 その他、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

2. 学校給食×区役所レストランコラボレーションフェアの実施報告について (学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告2に移らせていただきます。「学校給食×区役所レストランコ ラボレーションフェアの実施報告について」、学務課長から報告願います。

学務課長 よろしくお願いいたします。

資料は「学-1」でございます。

学校給食と区役所レストランコラボレーションフェアの実施報告についてでございます。

1の目的でございますが、今、文部科学省の方で、1月24日から30日までを学校給食週間と定めてございます。

なお、本週間を活用しまして、学校給食と区役所レストランのコラボレーションフェアを実施したところでございます。

2の内容でございますが、学校給食の献立を基にいたしまして、実際に学校給食で使用してございます牛乳ですとかパン、あと、板橋区産の野菜を使用したコラボレーションメニューを実施したところでございます。

裏面、次のページですね。見ていただきますと、下段の方に、こちらは実際に 1週間提供したメニューとなっているところでございます。

また戻っていただきまして、5の実績でございます。

こちらは一日平均43.6食ということで、前回が平成30年度に実施しておりまして、そちらのときが一日34食ということでございましたので、今回も非常に満足していただけたメニューなのかなというところでございます。

来年度以降につきましては、可能であれば、毎年度、こういったようなフェア を実施できればというところで検討しているところでございます。

最後に、6のその他でございますが、こちらの内容につきましては、本年1月から「いたばし学校給食ツイッター」を開設しておりますので、こちらの中でもフェアの内容につきましては、情報発信をしたというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 どうぞ、野田委員。

野田委員 ご報告ありがとうございます。このフェアは区民の方が対象になっていたので すか。周知の方法とか、そういったところはどのようにしていただいたのですか。 学務課長 基本的には、区民の方向けに、学校給食の内容ですとか、そういったところを 周知して、当然、区役所のレストラン周辺のところにも掲示をしながら、広く、 区民の方向けに周知を行ったところでございます。

野田委員 ありがとうございます。

これまでも、学校でも保護者を対象に試食会というようなものも、PTAなどの協力によって行われてきたのですが、ここ数年はコロナの影響で、なかなかそういったことができなくなってきているところがありまして、今後も可能であれば広く学校の方にもご周知いただけると、また理解が深まるかと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

学務課長 ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 よろしいですか。

(はい)

#### ○報告事項

3. 志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第12回検討会の開催状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告3に移らせていただきます。「志村小・志村四中小中一貫型学 校設置検討会第12回検討会の開催状況について」、学校配置調整担当課長から 報告願います。

学校置調整担当課長 では、「配-1」の資料、第12回志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討 会の開催状況を報告させていただきます。

今回、新しい小中一貫型学校の当初設計案が出てまいりましたので、設計案に 基づく説明を行ってございます。

5 階建ての各階の教室配置、児童・生徒の1日の動線や1日の動き、基本構想・基本計画への地域意見の反映状況についてご説明し、意見交換を行っていただいてございます。

パソコンでの資料の3/12ページに、「別紙1:検討会資料1」とございますが、こちらの方をご参照ください。

こちらのページの左側が配置図、右側が2、3、4、5階の各階平面図となってございます。

配置図に記載の1階の平面図もあわせて示させていただいてございます。

こちらはご覧いただいて分かりますとおり、一番中央に校舎を配置いたしまし

て、北側にグラウンド、南側に広場という形で設置してございます。

また、校舎の北側、各階ですと青色になっているゾーンが中学校、南側、ピンク色になっているところが小学校、また、中央の緑色になっているゾーンは共用ゾーンという形で設けてございます。

中央に共用ゾーンを配置した結果、赤い点線囲みで示させていただいている地域開放・連携ゾーンにつきましても、に地域の方がアクセスしやすい場所に配置をするような状況になってございます。

また、小学校、中学校の昇降口については分かれている計画となってございます。こちらを見てまいりたいと思います。

次の4/12ページに進んでいただきますと、こちらに、スライド番号3番、 配置・ゾーニングの項目に、外観のイメージ図が出ているところでございます。

左側が南側、右側が北側になっておりまして、こちらに記載があるとおり、南側から、広場、小学校、真ん中に交流ゾーン、そして、中学校のゾーンがあって、 北側にグラウンドという形になってございます。

こちらは、1つ下に画面をスライドしていただきますと、「配置・ゾーニング」「地域をプロムナードでつなぐ」の項目となり、こちらにございますとおり、地域を東西につなぐプロムナードを設定いたしまして、ここで通行者への利便性の確保をしてございます。

また次の「断面・ゾーニング」では、小学校と中学校を、コリドーと呼ばれております通路でつなぐ計画になってございます。こちらで小中一貫型学校の特徴を生かした取り組みができるようなしつらえを実現しているところでございます。

また、平面計画が次の図のところにございまして、ピンク色の太い線が学校の動線を示し、青色の太い文字が中学校の動線を示し、中学校の昇降口を1階に配置してございます。また、小学校の昇降口設置については2階に設定しております。それぞれ、中学生は1階の昇降口を通って、青い太枠で囲っております階段を上に上がって、それぞれの教室に行く。なお、中学校については教科教室型でございますが、まずホームベース等に行くという流れになります。

小学生につきましては、次のページのスライドに平面計画、2階、3階という ところがございます。

こちらで、小学生は外の階段を上りまして、昇降口が2階にございますので、 こちらの2階の昇降口を通って、それぞれ自分の教室に入っていく、そういった ような動線になってございます。

その次のページ以降に、ワークショップを、地域の方だとか関係者の方、保護者、PTAの方と実施させていただきましたので、ワークショップのご意見に対してどのように反映したかという形で資料としてお示しさせていただいてございます。

検討会の意見交換では、こちらは先ほどの3/12ページの平面図をご覧いただきながらお聞きいただければと思うのですが、こちらは敷地の東側が緑道となってございまして、こちらの拡幅の関係であったり、また、屋外倉庫の関係、プールの地域開放の想定はしているかといったようなご意見をいただいたところで

ございます。

緑道の部分につきましては、こちらは図のちょうど東側、オレンジ色に少し土色になっている部分が、今、緑道から少し拡幅する箇所になっているというところ。

また、屋外倉庫については、また今後、検討するというところ。これは、実際は最初は学校での使用を基本といたしますが、エレベーターの配置や開放に関しては、後々、開放することになっても開放できるような形で、今回、整備しておきたいという形でお答えさせていただいてございます。

冒頭、資料の1ページ目にお戻りいただければと思います。

3番の報告事項といたしまして、今後、基本設計(案)の説明会という形で、 3月に3回、地域の方、保護者の方を対象にいたしまして説明会を行ってまいり ますという形で報告させていただいております。

また、こちらとあわせまして、近隣住民の方に対しましては、説明会の通知を 別途行っているほか、配慮事項であったり、どのようなことが実現できるかとい ったようなご意見につきまして、引き続き、意見をご自宅に伺って丁寧に聞き取 りをさせていただいているところでございます。

「配-1」につきましての報告は以上となります。

- 教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 どうぞ、高野委員。
- 高野委員 今のご説明の中でも、色々と出た意見に対しての対応についても細かく対処いただいていますし、今、課長から、これからも地域の意見を伺ってくださるということで、すごく丁寧に進めていただいているので、これからも丁寧に進めていっていただきたいなと思います。
- 学校配置調整担当課長 ありがとうございます。引き続き、丁寧な説明、また、意見をお伺いしてまいりたいと思います。ありがとうございます。
- 教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 よろしいですか。

(はい)

#### ○報告事項

4. 「いたばし子ども絵本展」の開催について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告4に移ります。「「いたばし子ども絵本展」の開催について」、 中央図書館長から報告願います。 中央図書館長 中央図書館長です。「図-1」の資料をご覧いただければと思います。 「いたばし子ども絵本展」の開催についてご報告させていただきます。 1の概要でございます。

「絵本づくりワークショップ」により小学生・中学生が創作した絵本及び「第29回いたばし国際絵本翻訳大賞」中学生部門の入賞作品を展示することで、絵本に身近に親しむ機会を設け、翻訳への興味や事業応募の促進を図り、国際理解を深めるとともに、「絵本のまち板橋」の魅力を発信するというものになっております。

期間としては、令和5年3月1日から9日木曜日。図書館の開館時間と合わせて、午前9時から午後8時でございます。

1日は準備がありますので午後1時から、9日は片付けがあるので午後1時までという形になっております。

場所は、板橋区立中央図書館、1階の図書館ホールでございます。

実施内容をこちらに記載させていただいているのですが、先日、教育委員会でもご意見をいただきました志村第三小学校の80周年記念誌なども紹介させていただいていますし、中学生の絵本づくりワークショップは今度の日曜日が最終回になるのですが、そこでいただいた講評なども表示させていただければと思っております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項あります でしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほども申し上げましたように、日程第二及び臨時代理(1)については非公開として聴取いたします。

なお、この議題をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います、ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第二 議案 2 号 令和 5 年度区立学校管理職配置に係る内申について (指導室) 教 育 長 それでは、日程第二 議案第2号「令和5年度区立学校管理職配置に係る内申 について」、次長と指導室長から説明願います。

次 長 よろしくお願いします。

議案第2号「令和5年度区立学校管理職配置に係る内申について」、議案を提出いたします。

提出者は中川修一教育長でございます。

こちら新年度の学校管理職配置につきまして、東京都の教育委員会へ内申する ものでございます。

詳細につきましては、指導室長からご説明させていただきます。

指導室長 よろしくお願いいたします。

令和5年度区立学校管理職の配置の内申についてご説明を申し上げます。

令和5年度の区立学校管理職異動の事務の流れについてでございますが、他地 区から当区に異動してくる者と、本区内で異動させる者について、東京都教育委 員会において決定をいたしました。

これを受けまして、本区において配置案を策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づき、東京都教育委員会に内申をいたします。

この別紙にあります「校長の任命、転任、就任について(内申)」というもの が資料になりますので、ご覧いただければと思います。

この内申を受けまして、東京都教育委員会が配置を決定することになります。 表の右から2列目の種別をご覧ください。

転任、昇任に加えまして、再任用管理職につきましては、学校の配置の変更がない場合でも「再任」と表記しています。

まず、小学校校長についてです。

定年退職を迎える者が5人おりまして、2人は再任用校長です。再任用校長は、 新規と継続を合わせて、計10人です。

異動者ですが、板橋区内の副校長からの昇任者は2人、他地区の副校長からの 昇任転入者が2人です。また、他地区の校長からの転入者が2人、他地区の教育 委員会指導室課長からの転入者が1人でございます。

区内異動のことを「内転」といいますが、昇任者を除く内転者は13人です。 ただし、再任用校長につきましては1年ごとの配置になりますので、異動がな くても「内転」と表示しております。そのため再任用校長を除く内転者は3人で ございます。

以上を踏まえまして、実際の異動は12人です。

対象の学校名は、志村第三小学校、志村第四小学校、志村第六小学校、富士見台小学校、北前野小学校、板橋第四小学校、板橋第七小学校、板橋第八小学校、 桜川小学校、成増小学校、赤塚新町小学校、北野小学校でございます。

なお、北野小学校の校長につきましては、本年度に引き続きまして統括校長に 指定されます。校長に異動があるため新規扱いでの指定となります。 ページを送っていただきまして、小学校副校長についてでございます。

定年退職が1人おりますが、再任用副校長にはなりません。再任用副校長は継続者のみの1人となります。

異動者でございますが、板橋区内での昇任者が2人、他地区の主幹教諭からの 昇任転入者が4人です。また、他地区の副校長からの転任者が5人となっており ます。

昇任者を除く内転者は、3人を含めて9人です。ただし、再任用副校長は再任 用校長と同様に、異動がなくても「内転」と表示してあるため、再任用副校長を 除く内転者は8人となります。

以上を踏まえまして、実際の異動は19人です。

その学校名についてでございますが、志村小学校、志村第一小学校、志村第二 小学校、志村第五小学校、志村第六小学校、前野小学校、舟渡小学校、新河岸小 学校、緑小学校、若木小学校、板橋第一小学校、板橋第六小学校、金沢小学校、 向原小学校、成増ヶ丘小学校、下赤塚小学校、三園小学校、高島第五小学校、高 島第六小学校でございます。

ページを送っていただけますでしょうか。

次に、中学校校長についてでございます。

定年退職者が2名おりますが、2名とも再任用校長となります。

再任用校長は、新規と継続を合わせまして、計12人となります。

異動者ですが、板橋区内の副校長からの昇任者が1人、他地区の副校長からの 昇任異動者が1人です。他地区の校長からの転入者はおりません。

昇任者を除く内転者は12人です。ただし、再任用校長は小学校と同様に、異動がなくても「内転」と表示しているため、再任用校長を除く内転者は2人です。 以上を踏まえまして、実際の異動は4人となっております。

学校名は、板橋第二中学校、志村第三中学校、西台中学校、高島第一中学校でございます。

なお、中台中学校長は、今年度に引き続きまして、統括校長に指定されますが、 再任用の場合は新規扱いでの指定となっております。

続きまして、最後のページになります。

中学校副校長についてでございます。

定年退職者が1名おりますが、再任用副校長にはなりません。

再任用副校長は継続のみで、計2名となります。

異動者ですが、板橋区内での昇任者が2名、他地区の主幹教諭からの昇任転入者が1名、また、他地区の副校長からの転入者が4名となっております。

昇任者を除く内定者は7名です。

ただし、再任用副校長は、小学校と同様に、異動がなくても「内転」と表示しているため、再任用副校長を除く内転者は5名です。

以上を踏まえまして、実際の異動は8名です。

学校名は、板橋第二中学校、志村第一中学校、上板橋第一中学校、桜川中学校、 赤塚第一中学校、赤塚第二中学校、赤塚第三中学校、高島第三中学校でございま す。

管理職の異動につきましては、3月8日に本人内示をしまして、実際に情報がオープンとされるのは東京都が報道発表を予定しております3月下旬となります。この説明の内容につきましては、人事情報でございますので秘密の保持にはご協力をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

- 教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 私の方から、金沢小学校が、来年度は学級数の関係で副校長2名配置となって いるのは、これは、大体、確実なことなのでしょうか。
- 指 導 室 長 はい、そうですね。今現在のところ、新1年生の数などをあわせ持ちまして、 29学級は確実かなというところで、副校長2名配置ということになっています。
- 教 育 長 もう1点。中学校の校長に関して、1年ごとに変わっている校長がいるかのよ うに思うのですが、その辺りの状況をご説明願えますか。
- 指 導 室 長 板橋第二中学校の校長になりますが、前年度も加賀中学校から1年で異動しま して、今回も板橋第二中学校からの1年間での異動となります。

学校経営上、非常に厳しい状況がございまして、学校内もそうなのですが、色々、地域等々との様々な関係もございます。

そういった中で、改めて、1年では短いところではあるのですが、また、新たな学校、新たな地で、ご本人の実力、能力を発揮できるようにしていただきたいのもございますし、また、現在の板橋第二中学校を、改めて、新年度から新たな形で、新しい校長によってまた新たな特色ある教育活動を進めていきたいというふうな願いを込めまして、こういった形での配置というふうに考えております。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第2号については、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

#### 1. 意見の聴取について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 では、続いて、臨時代理1「意見の聴取について」、教育総務課長から報告願 います。

教育総務課長 それでは、資料の方は「総-1」の「【臨時】(説明用)」というのを開いて見ていただけますでしょうか。

これからご説明します内容であります。

令和5年第1回東京都板橋区議会定例会に提出する案件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定基づきまして、教育委員会の意見を求められております。

回答期限までに教育委員会を開く暇がなかったために、規則3条第1項の規定 によりまして、教育長が臨時に代理処理をしまして、区長原案に同意したことを ご報告いたします。

それでは、これから、その中身につきましてご説明をします。

6つございます。

1つは、令和5年東京都板橋区一般会計予算でございます。

こちらは、先ほど中身につきまして説明したところですので、説明は省略させていただきます。

2つ目が令和4年度東京都板橋区一般会計予算(第6号)でございます。

予算書の本編は別ファイルにとじておりますが、概要版で説明をさせていただくために、今、お話しいたしました説明用のファイルの方でご説明をさせていただきます。

こちらの歳入の部分、教育委員会関係のものが載ってはきておりません。

細かくは、見合いでお金が入る入らないという動きはあるのですが、大きな動きはないみたいで、歳入の方は説明を省かせていただきます。

1ページ送っていただきまして、PC上で2/34。こちらが歳出になります。こちらの教育費のところが、8番目に、土木費の下に教育費がございます。

こちらの補正の中身を説明させていただきます。

補正額は、差し引きでいきますと84億1,800万円ほど補正増でかけておりまして、この中身が右側の箱に各費目のところに書いてございます。

こちらで説明をさせていただきます。

こちらの箱で、まず、上から2個目の学校管理業務経費、こちらの方がマイナス6,155万円となっております。

失礼しました。箱が一番右側の下ですね。

学校施設改修経費がマイナス5億9,154万9,000円となってございます。失礼いたしました。

こちらは小学校費の方なのですが、志三小外壁改修、翌年度送りによりまして、 2億4,500万円ほどの減になっております。

その他、トイレ改修ですとか、給食室、エアコン等各種工事等、そういった契

約差金というものが発生しまして、こちらの方で減になっております。

中学校の方を見てまいりますと、こちらは全て契約差金ということで、外壁の 改修であったり、LED化であったり、こういったものの契約差金で減になって、 トータルでも5億9,100万余りの減ということになります。

次が、その上、幼稚園就園奨励費でございます。こちらはマイナス1億3,2 00万円余りの減になってございます。

こちらは、幼稚園就園奨励費が補助対象者の見込みの減でしたり、副食費の補 食給付の補助金、こちらも園児数の減、こういったところで減額になってござい ます。

その上の学校運営経費、こちらがマイナス9,700万円余りになっております。こちらの方は、小学校で見ていきますと、榛名移動教室、これが二泊三日から一泊二日になった関係、あとは日光移動教室ですね。

中学校の方では、富士見高原移動教室、あとは、電子黒板等機器賃貸借の契約 差金、こういったもので減になっているという状況でございます。

隣側に行っていただきまして、一番下の箱が会計年度任用職員経費となっております。

こちらがマイナス8,500万円余りで、こちらの方は、学校生活支援員任用 実績の減であったり、補充教職員事務加配事務定数の減であったり、学力向上専 門員の任用実績減であったり、スクール・サポート・スタッフの実績減であった りというところでマイナスになっている。

幼稚園管理のところで見ますと、幼稚園保育支援員の補助実績による減でマイ ナス

社会教育総務費で見ますと、社会教育指導員の任用実績による減で、トータルでも減というところでございます。

あと、最後は、その上の箱、学校管理業務経費。こちらも補正がマイナス6, 100万円余りということで、こちらも契約差金であったり、実績減であったり で、マイナスということになっております。

ほぼ全てのマイナスを受けまして、一番上の箱、義務教育施設整備基金の方に 積立てたというところで、補正額としてはプラスの数字になっているという状況 でございます。

補正は以上でございます。

教 育 長 課長、ごめんなさい。この三角というのは、使い切れなかった額というふうに 判断してよろしいのですか。

教育総務課長 余ったので減額していますという、そういう意味の話です。

ほぼ、説明したようにマイナスになりましたので、保育園経費が余りますと、 それを、いわゆる基金ということで、区の預金みたいなことで積み上げていきます。それの積み上げる先が、義務教育施設整備基金というところでございます。 次に参ります。 3つ目が、東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、また資料を送っていただきまして、PCで9/34ページになります。

こちらが職員定数条例を一部改正する条例議案でございます。

先ほど、中身についてはご説明いたしました。3,600人という職員定数に するための改正条例案になります。

次が4番目と5番目で、2つの条例を改正しますが、関連しますので、合わせてお話をします。

1 つが、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。これの一部を改正。

もう1つが、東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正。

こちらにつきましては、また資料を送っていただきまして、PCの26/34ページ、こちらに条例改正概要がございます。

こちらは、他にも原因となる大本の理由が共通するので、他の条例案がありまして、全部で関係するものが6つ条例があります。そのうちの2つが、今回、教育委員会関係ということで意見を求められているものになります。

コロナの蔓延時の業務継続に対応したり、あとはバスの中での取り残しの事故 等がございました。

そういったことに関係する省令がございまして、そこの省令が改正されたことによりまして関係箇所が改正されるということで、今申し上げました2つの条例に関係するところをこの資料から見ていきますが、まず、このうちの3番の改正概要というのがございます。

この(2)懲戒に係る規定の削除というのがございます。利用者に対する懲戒 に係る規定が削除されたことに伴いまして、各条例において、その規定を削除す るということが1つございます。

次が、(3)衛生管理等で、各施設は、感染症等が発生し、または、まん延しないように、職員に対し研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない旨を規定するというものがございます。

次が、その下、(4) 安全計画の策定等で、各施設は、利用者の安全の確保を図るため、各施設での生活その他各施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じなければならない旨を規定するという改正がございます。

もう1つ。その下、(5)自動車を運行する場合の所在確認ということで、ア、各施設は、利用者の施設外での活動、取り組み等のための移動のために自動車を 運行する場合、利用者の乗降車の際には、点呼等の方法により利用者の所在確認 をしなければならない旨を規定する。

もう1つ。その下、イ、各施設は、利用者の送迎を目的とした自動車を日常的 に運行する場合、当該自動車にブザー等の装置を備え、これを用いて所在の確認 を行わなければならない旨を規定するというもの。 最後は、その下、(6)業務継続計画の策定等。各施設は、感染症または非常 災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常 時の体制における早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必 要な措置を講じるよう努めなければならない旨を規定する。

今ご紹介しました改正内容を2つの条例で改正するというものでございます。

2つの条例のうち1つ目の条例は、子ども・子育て支援法に基づいて事業の運営に関する基準を定めたものでございます。幼稚園とか、認定こども園とか、その辺りに記載があるものでございます。

もう1つの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 というのは、こちらは、あいキッズは教育委員会がやっておりますが、私立の学 童も含めて、そういった学童全般を行うに当たって、設備とか運営に関して基準 を定めてある元の法律です。

これに基づいて、あいキッズの私立学童と同じように運営している状態でございますので、そういった2つの要因に対しまして、今申し上げましたコロナ関係、バスのおきざり関係の改正箇所、その他の部分につきましてご紹介した内容の改正をするというものでございます。

最後、6番目が、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改 正する条例でございます。

また送っていただきまして、PC表記は33/34になります。

こちらにつきましては、条例に書いてあります、引用している法律番号があるのですが、こちらが、法改正によりまして——子ども・子育て支援法ですが、それに伴いまして条ずれが起きましたので、その条ずれを直すというものでございます。

以上の6点につきまして代理処理をしまして、区長原案に同意したものでございますので、報告いたします。

以上です。

教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教育総務課長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。

午前 11時 07分 閉会